

5/14
主旗

健康保険法等改定案 きょうにも採決

問題点は山積み

参院審議は2日間だけ

医療機関を受診する際にマイナンバー（個人番号）カードを健康保険証として使えるようにする制度の導入などを盛り込んだ健康保険法等改定案が、14日とも参院厚生労働委員会で採決されます。8本の法律を一括改定するもので、衆院は実質3日間、参院は2日間だけの審議で押し通そうとしています。国会審議を終えると改定案は山積みのままであります。

改定内容の第一に掲げられたのは、知られるための受診を我慢するのが、保険証情報をマイナンバーカードで確認できるようだす。患者が増えかねません。カードの紛失や情報漏えいの危険性は、単位だった被保険者番号に桁追加して個人単位化。保険証カードで付けしたマイナンバーは、カードのICチップを医療機関に設置される読み取り機にかかる。情報漏えいの危険性はこれで、保険証情報を確認できるといふ仕組みです。

公益性の確保に逸脱

（利便性が向上）すると西野一郎は、診療報酬明細（レセプト）148億円などを費して医療データベース（NDB）と、介

護ソフト約8億6千万件など

B）の連絡解析を可能とし、民

に厚労省の新谷正義政務官（自民党）は3月の国会答弁で、「連絡解析は製薬企業やヘルスケア事業者等のサービスの開発につながる」と企業利益を追求する考え方を説明。日本共産

党の倉林明子参院議員は「この

連絡解析で、公的年金の支払い審査を行つ社会保険診療報酬支払基金について、47都道府県にある支部を廃止。全国10万所程度に集約すると示されています。